

Care Support Office みらい

馬場 様

訪問介護に係る加算について下記のとおりいたします。

夜間早朝・深夜の場合



【基本法令】

注9 夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。以下同じ。）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう。以下同じ。）に指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。以下同じ。）に指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の60に相当する単位数を所定単位数に加算する。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日 厚生省告示第18号）

[全文を読む](#)

最終改正: 令和6年7月29日

【解釈通知】

(13) 早朝・夜間、深夜の訪問介護の取扱い

居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、訪問介護のサービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に、当該加算を算定するものとする。なお、利用時間が長時間にわたる場合に、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間が全体のサービス提供時間に占める割合がごくわずかな場合においては、当該加算は算定できない。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日 老企第36号）

[全文を読む](#)

最終改正: 令和7年5月2日 老高第0502第1号、老認第0502第1号、老老第0502第1号

事業所が今までにこの加算を取得していない場合、新たに取得することは可能です。

また、この加算を取得しており何らかの理由で加算を取得しなくなった場合、再度加算取得をすることは可能ですが、改めて利用者に加算内容を説明し、同意を得た旨を支援経過に記録してください。

（令和7年6月16日 宮崎県介護長寿課居宅介護担当へ確認済み）

以上、よろしくお願いいたします。

長寿課介護保険係